

T P P 協定交渉の 分野別状況

平成23年10月

内閣官房, 内閣府, 公正取引委員会, 金融庁, 総務省,
法務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省,
農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉では２４の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」（工業）、「物品市場アクセス」（繊維・衣料品）、「物品市場アクセス」（農業）のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては２１分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

本資料は、我が国関係省庁がＴＰＰ協定交渉国との協議等を通じて収集した情報をもとに、協力・調整して作成したものである。

- | | |
|-----------------|-------------|
| １．物品市場アクセス | １２．金融サービス |
| ２．原産地規則 | １３．電気通信サービス |
| ３．貿易円滑化 | １４．電子商取引 |
| ４．ＳＰＳ（衛生植物検疫） | １５．投資 |
| ５．ＴＢＴ（貿易の技術的障害） | １６．環境 |
| ６．貿易救済（セーフガード等） | １７．労働 |
| ７．政府調達 | １８．制度的事項 |
| ８．知的財産 | １９．紛争解決 |
| ９．競争政策 | ２０．協力 |
| １０．越境サービス貿易 | ２１．分野横断的事項 |
| １１．商用関係者の移動 | |

1. 物品市場アクセス

1. 交渉で扱われている内容

物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定める。また、「物品ルール」として内国民待遇など物品貿易に係るWTO・GATTの基本的なルールを確認し、輸出入に係る規制の撤廃などの追加的なルールについても定める。

2. 交渉の現状

- (1) 高い水準の自由化を目指し、本年1月に各国間において第1回のオファー【注1】、3月に第1回のリクエストをそれぞれ交換し、現在、それらを踏まえて交渉が行われている。現状は各国のオファーとリクエストの内容について互いに理解を深めている段階にある。交渉参加国の中には、すでに二国間FTAを有している国に対してオファーやリクエストを提示していない国もある。関税の撤廃や削減方法等についての具体的・本格的な議論を交渉参加国の間で行う状況には至っていない。

【注1】「オファー」とは、関税交渉において各国が行う品目毎の関税撤廃ないし削減に関する提案。一般に関税交渉においては、各国がこうしたオファーを交換し、それに対する更なる「リクエスト」（要求）を行い、オファーとリクエストを繰り返して交渉を進めていく。

- (2) 現在、各国間で交渉が進められているものの、その交渉の進捗は当初見込まれていたよりも遅れており、最終的に即時関税撤廃（協定発効日に関税撤廃）の品目や長期の段階的関税撤廃の品目がどの程度の割合を占めるか、また関税撤廃の例外品目が認められるか否かは定かではない。

- (3) センシティブ品目【注2】の扱いについては、関税の撤廃・削減の対象としない「除外」や、扱いを将来の交渉に先送りする「再協議」は原則として認めず、長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多いが、各国の状況によって個別の対応を考える必要性は認めるとの考え方を示す国もあり、コンセンサスには至っていない模様。交渉参加国が、下記3.(1)(イ)③や④にあるような品目についても、未だ関税撤廃の可否や期間を明示していないケースもある。

【注2】センシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受けるおそれが高い品目をいう。

(4) なお、物品の貿易に関するルールについては、P4協定や交渉参加国間の既存のFTAに見られる規定を基に議論が行われている。

3. 既存の協定の内容 【別添1：「P4協定及び米国の締結済FTAにおける譲許状況」、【別添2：「日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較」】

○関税の撤廃・削減等（譲許）の概要は以下の通り。

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

(ア) P4協定

- ①即時関税撤廃されるタリフライン【注3】の割合：68～100%（ブルネイ：68.1%，チリ：74.5%，ニュージーランド：82.3%，シンガポール：100%）
 - ②10年以内の関税撤廃を行うタリフラインの割合：99～100%（締約国により異なる。）
 - ③関税撤廃の例外ではないが、10年超の段階的関税撤廃や関税割当の継続的拡大により、長期的に自由化するタリフラインの割合：最大0.4%（チリの乳製品）
 - ④関税撤廃の例外となるタリフラインの割合：1%未満（チリ：0.1%，ブルネイ0.8%）
- 【注3】タリフラインとは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国のタリフライン数は、コメ関連が34、麦関連が75、乳製品関連が149となっている。

(イ) P4協定以外のTPP協定交渉参加国間のFTA（例：米国の締結済みFTA）

- ①即時関税撤廃されるタリフラインの割合：79%～98%（米シンガポールFTA：79.0%，米豪FTA：82.4%，米チリFTA：93.6%，米ペルーFTA：97.9%）
- ②10年以内の関税撤廃を行うタリフラインの割合：96%～100%（米ペルーFTA：米国側98.2%、ペルー側99.3%、米チリFTA：米側97.6%、チリ側97.7%、米豪FTA：米側96.0%、豪州側99.9%）
- ③関税撤廃の例外ではないが、10年超の段階的関税撤廃や関税割当の継続的拡大により、長期的に自由化するタリフラインの割合：最大3%程度（米豪FTA：3.0%（米国の牛肉，乳製品等），米チリFTA：2.4%（米国の乳製品等），米ペルーFTA1.8%（米国の牛肉，砂糖等）），
- ④関税撤廃の例外となるタリフラインの割合：最大1%程度（米豪FTA：1.0%（米国の砂糖），米チリFTA：

なし、米ペルー：なし)

(2) 日本のEPA

我が国の平均関税率はWTO（世界貿易機関）加盟国の中で低い方であるが、我が国がこれまで締結したEPAでの譲許の概要は以下の通り。

- ①即時関税撤廃されるタリフラインの割合：75.3～80.0%
- ②10年以内の関税撤廃を行うタリフラインの割合：84.4%～88.4%前後
- ③関税撤廃の例外となるタリフラインの割合：10.9～15.6%（いずれのEPAにおいても関税撤廃をしたことがないタリフラインの数は約940【注4】＝全タリフライン数の約10%）

【注4】内訳は農林水産品約850、鉱工業品約90。このうち、既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことのない農林水産品は約400（水産品、乳製品、コメ、小麦、砂糖等）

○物品ルールの概要は以下の通り。

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

- (ア) P4協定では、基本的にWTO協定と同様のルールが定められている。
- (イ) TPP協定交渉参加国がこれまで締結した全てのFTAでも、基本的にWTO協定と同様のルールが定められている。なお、分野別に追加的な規定を設ける場合もあり、米豪FTAでは、物品章に医薬品に関する附属書があり、新薬の保険適用に関する審査の透明性の確保等が規定されており、また同附属書に係る事項についての作業部会が設置されている。
- (ウ) また米韓FTAでは、分野別の規定として、医薬品及び医療機器に関する章が設けられ、委員会が設置されているほか、韓国は協定の一部を成す確認書簡で、医薬品・医療機器の価格決定等を申請者の要請に応じて見直す独立の機関を設置することを確認している。

(2) 日本のEPA

我が国がこれまで締結したEPA全てにおいても、基本的にWTO協定と同様のルールが定められている。日インドネシア及び日ブルネイEPAでは、エネルギー・鉱物資源の輸出規制導入時の事前通報を規定している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

- (ア) 我が国が未だEPAを締結していない米国、豪州、NZとの関係において、我が国輸出品の関税の撤廃等の可能性がある。また、我が国が既にEPAを締結している国との間でも、残っている関税の撤廃等の可能性がある。
- (イ) 物品貿易ルールとして、輸出規制に係る手続の透明性・明確性の確保等の強化ができれば、資源等の安定的な確保に資する。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

- (ア) TPP協定交渉においては、上記2.(1)のとおり、高い水準の自由化が目標とされているため、従来我が国が締結してきたEPAにおいて、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品（コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等）を含む940品目について、関税撤廃を求められる。
- (イ) 米豪・米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はある。

P4協定及び米国の締結済FTAにおける譲許状況

(別添1)

P4協定における各国の譲許状況

：全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

	関税撤廃の期間が比較的長い品目の例
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品, 調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒, タバコ, 小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%), 油脂(29タリフライン・0.4%), 砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※), 繊維類(124タリフライン・1.6%), 履物類(46タリフライン0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり(注:例えば, チリへの精製糖の輸出では, 最も最近の貿易データに基づいて, 精製糖におけるチリの輸出超過相当分についてのみFTA税率が適用される)。 ※乳製品34タリフラインについて, FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%), 繊維類(571タリフライン・7.9%), 履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

米国の締結済FTAにおける譲許状況

：若干の自由化例外あり。

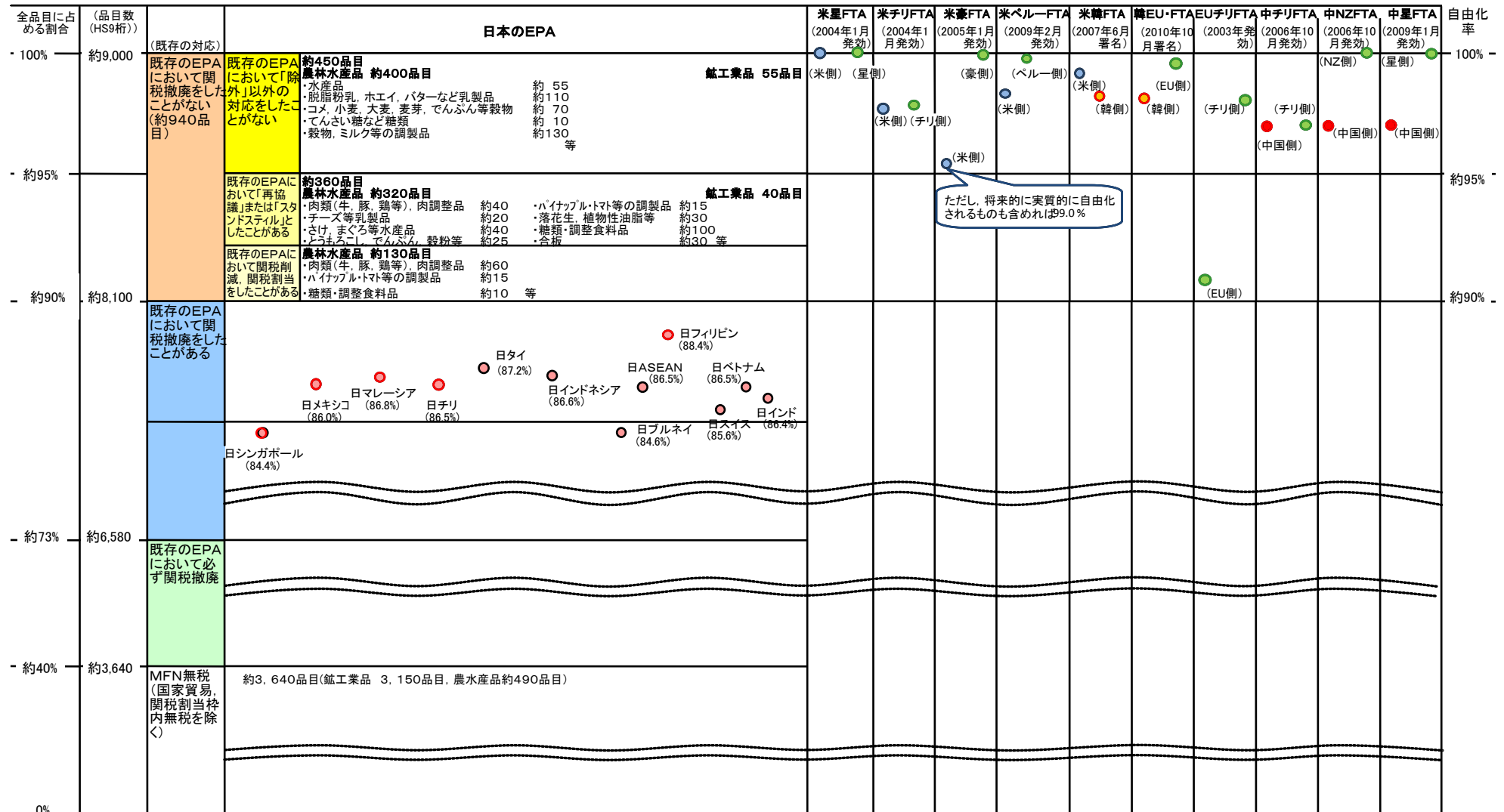
注:自由化率とは, 10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

		自由化率	関税撤廃の期間が長い品目の例	除外または現行維持の例
米豪 (2005年1月 発効)	米国側	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉, チョコレート, 清涼飲料水, アスパラ, グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品, 落花生, たばこ, 綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖, シロップ, ブルーチーズ等
	豪州側	99.9%	・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月 発効)	米国側	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品, 落花生, 綿花, ワイン, タバコ等	・なし
	チリ側	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵, コメ, 加工穀物, 植物性油脂, 砂糖・同調製品, ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月 発効)	米国側	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉, 乳製品, 落花生, チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉, コメ, 乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月 署名)	米国側	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品, 特殊履物	・なし
	韓国側	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦, コーンスターチ, チーズ, 牛肉, 果物, ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも, オレンジ, 食用大豆等 ※牛肉, 豚肉, 麦, でん粉等76タリフラインについて, FTA農業セーフガード を設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調製品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し, 複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば, 我が国の重要品目はコメで34タリフライン, 麦で75タリフライン, 乳製品で149タリフライン等となっている。

日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較

(別添2)



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの。

2. 原産地規則

1. 交渉で扱われている内容

関税の減免の対象となる「締約国の原産品」（締約国で生産された産品）として認められる基準や証明制度等について定める。

2. 交渉の現状

- （１）交渉参加国が締結しているＦＴＡごとに異なる原産地規則が存在するため、９ヵ国間で統一された原産地規則を新たに策定するべく交渉が行われているが、交渉国間の立場の隔たりにより、具体的な方向性は定まっていない模様。第６回交渉会合の前（３月末）に品目別の原産地規則に関する各国の提案が交換されたが、物品市場アクセスの議論の方向性が定まらなないと詳細な議論ができないため、現状では、作業はあまり進んでいない。特に原産品基準の内容においては、繊維について、外国産原系を使用した場合も原産品と認めるか否かについて議論が行われており、方向性が定まっていない模様。
- （２）締約国で生産された産品（原産品）として認められるための基準の内容や、原産品であること（原産性）を証明するための制度（輸出者等が自ら証明書を作成する「自己証明」制度、または、公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度）などが論点となっている。

3. 既存の協定の内容 【別添３：「ＴＰＰ協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－原産地規則」】

- （１）ＴＰＰ協定交渉参加国間のＦＴＡ
 - （ア）Ｐ４協定
 - ①原産品として認める基準を品目別に定めており、その内容は緩やかである。（例えば農林水産品については、広く輸入材料を使用する場合にも原産品として認めている。）
 - ②原産性の証明制度としては、「自己証明」制度を採用している。
 - （イ）Ｐ４協定以外のＴＰＰ協定交渉参加国間のＦＴＡ
 - ①原産地規則の内容については、一般規則（例えば、締約国での加工による付加価値が４０％以上を占めることを原則

とすること求める等)を定める場合(例えば、豪・NZ・ASEAN・FTA)と、一般規則を定めずに品目別規則を定める場合(例えば、米ペルーFTA)の双方がある。

②原産性の証明制度としては、効率性や自己責任原則の観点から、「自己証明」制度を採用する国が多い。

(2) 日本のEPA

- (ア) 我が国のEPAは、原産品として認める基準が比較的厳しく、例えば農林水産品については材料が全て自国産であることを原則とする。
- (イ) 原産地規則の内容としては、全品目について品目別規則を定めるEPAが多いが(シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとのEPA)、一般規則を定めるEPAもある(ベトナム、ASEAN、スイス、インドとのEPA)。
- (ウ) 原産性の証明制度としては、信頼性を適切に担保する観点から「第三者証明」を採用しているが、一部のEPA(スイス、ペルーとのEPA及び改正日墨EPA)については、認定された輸出者による「自己証明」の制度の併用を認めている。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

- (ア) TPP協定交渉参加国間で統一された原産地規則が新たに策定され、また、制度が簡素化されれば、利用企業、税関当局、貿易実務者の事務合理化が進展する。特に、我が国が採用してきている規則等を反映できれば、更に企業等の利便性が向上する。
- (イ) 複数国が参加する協定に日本が参加することにより、累積(締約国内の原産材料を日本の原産材料として換算できるもの)等のルールを広域で活用することが可能となれば、域内サプライチェーンを活用したビジネスを行いやすくなる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

- (ア) TPP協定において、我が国特有の品目別規則と異なり、農林水産品で輸入原材料を用いた場合も原産品と認めるルールとなる場合、TPP参加国以外の国からの輸入原材料を使用した産品が輸入される可能性がある。
- (イ) 原産性の証明制度については、我が国が採用していない完全自己証明制度(全ての輸出者等が原産地証明を行う

ことを認める制度）などが採用される場合には、企業を始め全ての輸出者等が自主的に原産性の確認を行う体制づくりが必要となるとともに、本来ならば原産資格を有しない産品が、協定に基づく有利な条件で輸入されることを防ぐ観点から、適切な運用の確保を検討することが必要。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－原産地規則

(○:規定あり, △:一部の内容につき規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
原産品として認める基準	品目に応じて主に以下①～③の方式を単独, または組み合わせて適用する。	○	○	○	○	○
①関税分類変更	非原産材料から産品に加工されるに際して関税分類番号(国際条約により各国間で統一)の変更が生じた場合に原産資格を与える方式	○	○	○	○	○
②原産資格割合	産品の価額に占める原産部分の割合が一定以上の場合に原産資格を与える方式	○	○	○	○	○
③加工工程基準	特定の加工工程を経た産品に原産資格を与える方式	○	○	○	○	○
証明制度	産品の原産性を証明するために必要な書類(原産地証明書)の発給条件, 輸出入国の義務等につき定める。	○	○	○	○	○
①完全自己証明	全ての輸出者等が原産地証明を行うことを認める制度	○	○	○	×	×
②第三者証明	輸出国の公的機関が原産地証明を発給する制度	×	×	×	○	○
③検証	輸入国が, 産品が相手国の原産品であることを確認するために, 輸入者, 輸出者, 生産者に情報提供を求め, 場合によっては輸出国に所在する輸出者, 生産者を訪問し, 確認する制度	○	○	○	○	△ 【注】

【注】我が国のEPAの場合, 輸入国は産品が相手国の原産品であることを確認するために, 輸出国政府に情報提供を求め, 訪問による検証は輸出国政府当局が行う(輸入国当局の職員は同行のみ)のに対し, TPP協定交渉参加国のFTAの中には, 輸入国当局の職員による直接検証(輸出国政府が関与しない)が認められているものがある。

3. 貿易円滑化

1. 交渉で扱われている内容

貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。

2. 交渉の現状

P 4 協定のテキストをベースに、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化や国際標準への調和化のための規定に、電子証明や窓口一本化（シングル・ウィンドウ【注】）等の要素を加える形で議論が行われており、大きな対立もなく、交渉が進展している模様。

【注】シングル・ウィンドウとは、関係機関の各システムを相互に接続・連携することにより、各輸入関連手続に共通する情報の重複入力の手間を省き、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことを可能とする制度。

3. 既存の協定の内容 【別添 4 : 「TPP 協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－貿易円滑化」】

（1）TPP 協定交渉参加国間の FTA

税関手続の国際標準への調和、関税関連法令等の透明性向上、税関当局間の協力及び情報交換などが規定されている。

（2）日本の EPA

我が国の EPA の貿易円滑化章の規定内容は、上記（1）と大きな違いはない。但し、以下のような先進的な規定を含む EPA もある。

（ア）両締約国の税関当局が知的財産権の保護のために協力し、情報交換を行う規定（シンガポール、マレーシア、チリ、ブルネイ、ベトナムとの EPA）。

(イ) 相手国から我が国経由で他国に向けた物品の通過に関する手続の円滑化に関する規定（シンガポール、マレーシアとのEPA）。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

我が国税関が既に導入しているシングル・ウィンドウ等の先進的な制度がTPP協定に規定される場合には、税関手続の簡素化、貿易円滑化がさらに進展する。貿易手続にかかる人員や資金の少ない中小企業にとっては、特に貿易促進に資する。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

特になし。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－貿易円滑化

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
透明性	自国の関税法令に関連する情報を利害関係者に利用可能なものとする旨定める。	○	○	○	○	○
通関	税関手続の予見性・一貫性の確保, 簡素化, 国際標準との調和の促進等につき定める。	○	○	○	○	○
協力・情報交換	締約国(税関当局)間の協力, 情報交換の促進等につき定める。	○	○	○	○	○

4. S P S（衛生植物検疫）

1. 交渉で扱われている内容

食品の安全を確保したり，動物や植物が病気にかからないようにするための措置（S P S 措置）の実施に関するルールについて定める。

2. 交渉の現状

W T O・S P S 協定の権利義務の再確認を基本として，S P S 措置を実施する際の手続の迅速化や透明性の向上等が議論されている。規制当局間の委員会を設立し，措置の同等【注 1】，輸出証明，輸入検査，S P S 措置の決定手続等の個別論点について協議・協力を行うことが検討されている他，リスク評価における科学的根拠の開示が提案され，議論されている模様。

【注 1】措置の同等

輸出国の措置が，輸入国の措置とは異なるが，同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には，これを同等の措置として輸入国が認める概念。

3. 既存の協定の内容 【別添 5：「T P P 協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－S P S」】

（1）T P P 協定交渉参加国間の F T A

（ア）P 4 協定

W T O・S P S 協定の権利・義務を確認した上で，加盟国間で S P S 委員会を設置し，措置の同等などの認定のための実施取極を策定するとしている。また，手続の迅速化や透明性の向上について，一層の具体化を図るための規則（例えば，暫定措置を講じた際の通報に係る具体的日数を規定）等が盛り込まれている。

（イ）P 4 協定以外の T P P 協定参加国間の F T A

W T O・S P S 協定の権利・義務を確認した上で，二国間での案件を協議する委員会を設置している。なお，個別の措置に関する約束が二国間の公文交換などの形で行われた事例（例：米ペルー F T A におけるペルーの牛肉や鶏肉

の輸入再開)もある。

(2) 日本のEPA

我が国がこれまで締結したEPAにはSPSに係る章を設けていないものもある(シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとのEPA)。SPSに係る章を設けている場合は、SPS協定の権利・義務を再確認し、情報交換のためのメカニズムを設置することなどが主な内容となっている。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

特になし。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

(ア) WTO・SPS協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。例えば、「措置の同等」と「地域主義【注2】」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS協定に従って、個別案件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。

【注2】地域主義

病虫害発生国であっても、清浄地域(病虫害の発生していない地域)において生産されたものであればその輸入を認める概念。

(イ) SPS措置について国際基準との調和を一般的に義務付ける規定が盛り込まれるような場合には、WTO・SPS協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。

(例えばWTO・SPS協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準よりも高いレベルの措置を導入・維持できるとされている。)

(ウ) 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりTPP交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－SPS

(○:規定あり, △:一部の内容につき規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
WTO・SPS協定の 再確認	WTO・SPS協定上の権利・義務を再確認する。	○	○	○	○	○
委員会の設置	SPS関連規定の実施やSPSに関するその他の事項を検討する委員会の設置を定める。	○	○	○	○	△
権限のある当局と 連絡部局	通報に関連する任務を遂行する連絡部局の設置を定める。	○	×	×	○	○
紛争解決章の不適用	各協定に定められた紛争解決章の手続をSPS章に適用しないことを定める。	×	○	○	○	○
通報に係る具体的 日数	重要な懸念事項が発生した場合、一定期間内に通報を行なうこと等を定める。	○	×	×	×	×
地域主義	病虫害発生国であっても、清浄地域（病虫害の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念	○	×	×	×	×
措置の同等	輸出国の措置が、輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には、これを同等の措置として輸入国が認める概念	○	×	×	○	×

5. T B T（貿易の技術的障害）

1. 交渉で扱われている内容

安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、「強制規格」（法令で義務付けられるもの）及び「任意規格」（法令で義務付けられないもの）並びに、これらの規格を満たしているかを評価する適合性評価手続に関するルールを定める。

2. 交渉の現状

W T O・T B T協定の権利義務の再確認を基本として、規格を策定する過程で、相手国の利害関係者の参加を認めることや、一般からの重要なコメントへの回答を開示することなどの提案も出されている模様。

3. 既存の協定の内容 【別添 6：「T P P協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－T B T」】

（1）T P P協定交渉参加国間のF T A

W T O・T B T協定の権利・義務を再確認した上で、規格策定に際しての透明性向上、国際規格への更なる準拠を進めるための規定等が盛り込まれている。

（2）日本のE P A

我が国がこれまで締結したE P AにはT B T章を設けていないものもある（シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとのE P A）。T B T章を設けている場合は、T B T協定の権利・義務を再確認し、協議のためのメカニズムを設置するなど、最小限の内容にとどめている。

4. T P P協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

（1）我が国が確保したい主なルールの内容

情報交換のためのメカニズムが設置される場合には、同メカニズムを通じて、具体的問題の解決の加速化が期待できる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

(ア) 透明性に関する規定

規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での関与を認める旨の規定が設けられる場合、我が国はこうした運用を行っていないため、我が国の手続の変更等の手当が必要となる。

(イ) 個別分野についての規定

現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－TBT

(○:規定あり, △:一部の内容につき規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
WTO・TBT協定の 再確認	WTO・TBT協定上の権利・義務を再確認する。	○	○	○	○	○
国際規格	①関連する国際規格を基礎として強制規格を作成すること, ②国際規格が存在するか否かの判断を行う場合, TBT委員会の決定事項に従うこと, を定める。	○	△ (②のみ)	○	○	×
強制規格	相手国の強制規格が異なる場合でも, 自国の強制規格と同等として受入に積極的な考慮を払うことを定める。	○	○	○	○	○
適合性評価	相手国で行われた適合性評価手続の結果の受入れを推進するための活動について定める。	○	○	○	○	○
透明性	①規格等策定段階において相手国関係者の参加を自国民と同じ条件で認めることを定める。 ②規格案をWTOに通報すると同時に相手国にも通報し, 60日間のコメント期間を付与することを定める。 ③規格案の公示, 要請があった場合の情報提供について定める。	△ (②, ③のみ)	○	○	×	×

6. 貿易救済（セーフガード措置等）

1. 交渉で扱われている内容

ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）について定める。

2. 交渉の現状

統合条文案に基づいた交渉が行われており、その内容はP 4 協定やT P P 協定交渉参加国間のF T Aの規定に沿ったものとなる可能性があるが、物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、議論は収斂していない。市場アクセスを含む他の分野での進展を待ってから議論することになっている模様。

3. 既存の協定の内容 【別添7：「T P P 協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－貿易救済（セーフガード等）」】

（1）T P P 協定交渉参加国のF T A

（ア）P 4 協定

W T Oセーフガード協定上の権利と義務を確認するのみで、締約国間で適用される特別な貿易救済措置については規定されていない。

（イ）P 4 協定以外のT P P 協定交渉参加国間のF T A

T P P 協定交渉参加国による他のF T Aにおいては、締約国からの輸入の急激な増大に対処する手段として、W T Oの一般セーフガード措置とは別にF T A上適用される関税撤廃期間に限定した特別なセーフガード措置を規定しているものもある（米豪F T A、米ペルーF T Aなど）。また、特定の製品のみを対象に関税撤廃期間に限定したセーフガード措置が規定されているものもある（米豪F T Aの繊維/農産品セーフガード、米・ペルーの繊維セーフガードなど）。

（ウ）米韓F T A

アンチ・ダンピングについての調査開始前の事前協議、貿易救済委員会の設置等の規定がおかれている。
(2) 日本のEPA

我が国のすべてのEPAにおいて、輸入量が急激に増大することを避けるために、比較的柔軟かつ関税撤廃期間に限定されずに発動することができるセーフガード措置を規定している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

(ア) 貿易救済措置の一つであるアンチ・ダンピング措置の運用【注1】を抑制するため、事前通報の手続等を規定できる場合には、我が国企業の円滑な経済活動に資する。

【注1】アンチ・ダンピング課税

ダンピングによって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合に、これを不当な廉売としてその差額について関税を課すもの。

(イ) 我が国に有利な特定産品別のセーフガードを採用できる可能性がある。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

TPP協定交渉参加国の二国間FTAでは、従来の我が国のEPAと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容【注2】となっており、同様の内容がTPP協定に盛り込まれることとなる場合には、関税の引き下げによる輸入増加が国内産業に被害を及ぼすのを防ぐためのセーフガード措置を発動できる条件が厳しくなる可能性があり、その場合は、セーフガード措置も発動しにくくなる。

【注2】貿易救済分野の規定でTPP協定交渉参加国間のFTAと我が国EPAとの間に見られる相違点

- ① 同一品目に対するセーフガードの再発動が禁止（我が国EPAでは再発動は可能）。
- ② セーフガードの発動期間が関税撤廃期間に限定される（我が国EPAでは関税撤廃期間に限定されない）。（3.（1）（イ）参照）

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－貿易救済(セーフガード措置等)

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定 【注】	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
発動期間	セーフガード措置を発動できる期間を定める。		○	○	○	○
再発動	一度セーフガード措置を発動した製品について、セーフガードの再発動を認めるかどうかを定める。		×	×	×	○
発動可能期間	セーフガード措置の発動を関税撤廃期間に限定する旨定める。		○	○	○	×
WTOセーフガード協 定上の取扱	WTO協定に定められているセーフガード措置をとる権利を保つ旨定める。	○	○	○	○	○
WTOセーフガード協 定との関係	同一製品について、WTO協定に定められているセーフガード措置と、FTA・EPAで定めるセーフガード措置の同時発動が可能であることを定める。		×	×	×	○

【注】P4協定のみに適用されるセーフガード規定はない。

7. 政府調達

1. 交渉で扱われている内容

中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。

2. 交渉の現状

WTO政府調達協定（GPA）【注1】並みの規定とするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。対象機関については、現時点では中央政府が議論されており、それ以外の機関（地方政府等）については今後取り上げられる模様。対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されている模様。

【注1】WTO・GPAは、外国人と自国民に対し、同等（無差別）の待遇を与える「内国民待遇」を原則としている。

また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則等についても規定している。TPP協定交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ（日本は締結済み）。

なお、現在、WTOにおいてGPAの改正交渉が行われている。暫定的に合意されている現行GPAからの改正点としては、調達手続における電子手段の使用の推奨、途上国に与えられる待遇の明確化などが挙げられる。

3. 既存の協定の内容 【別添8：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－政府調達」】

（1）TPP協定交渉参加国間のFTA

（ア）P4協定やベトナム、マレーシアを除くTPP協定交渉参加国間の二国間FTAは、GPAと同様の内容を規定している。

また、地方政府の対象機関について、P4協定は対象外、米国は一部の州、ペルーは一部の自治体に留めている（例えば米豪FTAでは31州）。

(イ) G P Aには含まれていない規定として、贈賄・腐敗対策（例えば、調達に関する贈収賄、外国の調達担当公務員に対する贈賄や、調達における腐敗に関して、刑罰又は行政罰を定める等の規定。（P 4 協定、米チリ F T A、米豪 F T A））や労働に関する権利（例えば、労働における基本的な原則及び権利、最低賃金、労働時間、職業上の安全及び健康に関する法律の遵守を求める技術仕様（調達される製品又はサービスの特性等を規定）を調達機関が採択すること等を認める規定（米ペルー F T A））などがある。

(2) 日本の E P A

我が国の E P A は、G P A と同様の内容を規定しているものもある（例えば、メキシコ、チリ、ペルーとの E P A）が、ベトナム、ブルネイ、マレーシア等との E P A では政府調達に関する章は設けられていない（ベトナム、ブルネイとの E P A には、「ビジネス環境の整備」章に非常に限定された規定がある）。

4. T P P 協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

(ア) 我が国との E P A で政府調達について約束していないマレーシアや、十分な内容を約束していないベトナム、ブルネイとの関係では、より高い水準の内容を追求できる。また、G P A に加入しておらず、我が国と二国間 E P A を締結していない豪州及び N Z との関係でも新たな約束を求めることができる。

(イ) 対象機関については、我が国は中央政府以外にも比較的多くの機関を対象としていることから、対象機関が少ない国に対してその拡大を追求できる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

政府調達については、T P P 交渉参加国間の F T A でも、協定が適用される機関、物品、サービス、基準額についてはさまざまであるので、慎重な検討を要するかは一概に断定できないが、次のような点が挙げうる。

(ア) 調達基準額については、我が国と T P P 交渉参加国との間に以下のような相違があることから、調達基準額の引き下げを求められる場合は、慎重な検討が必要になる。

【別添 9 : 「T P P 協定交渉参加国及び我が国の既存の協定－政府調達（いわゆる市場アクセスの約束範囲）」】

①「中央政府機関」の物品、サービスの基準額について、T P P 協定交渉参加国間の F T A の中には、P 4 協定、

米豪ＦＴＡ，米チリＦＴＡのように，我が国の半分以下の水準のものがある。

②「地方政府機関」及び「その他の機関」のうちの一部（民営化企業など特殊法人）の建設サービスの基準額について，ＴＰＰ協定交渉参加国のＦＴＡの中には，米豪ＦＴＡ，米ペルーＦＴＡ，米チリＦＴＡのように，我が国のほぼ三分の一の水準のものがある。

（イ）調達対象となる物品，サービスの範囲が広がる場合には，慎重に対応を検討する必要がある。

（ウ）仮に地方政府機関の調達対象が更に拡大する場合には，特に小規模な地方公共団体においては，海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して多大な事務負担を強いることにつながるおそれがある。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－政府調達

(○:規定あり, ×:規定なし)

		規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA【注】	日本の EPA
一 般 的 原 則	内国民待遇	外国人と自国民に対し、同等(無差別)の待遇を与えることを定める。	○	○	○		○
	原産地規則	政府調達のために供給される物品またはサービスについては、通常の貿易において適用する原産地規則と異なる規則を適用しないことを定める。	○	○	○		○
	オフセット措置の禁止	ローカルコンテンツ要求、投資要求、見返り貿易など、調達の効果を減殺するような措置を禁止することを定める。	○	○	○		○
調 達 手 続 に 係 る 規 定	入札の手続	入札手続の方式、供給者の資格の審査、調達の公示、入札の期限、入札説明書、落札、他の入札の手続(限定入札)、常設名簿などについて定める。	○	○	○		○
	選択入札	調達機関が招請した供給者のみが入札する手続を利用する際の要件について定める。	×	○	○		○
	落札後の情報公開	落札後は落札者名や価格等を公表することなど、調達機関が行う情報公開について定める。	○	○	○		○
	苦情申立ての手続	供給者が調達に関して苦情を申し立てることを可能とする手続を設ける義務などを定める。	○	○	○		○
	調達における電子的な通信手段の利用	インターネット等を利用した調達の公示、入札説明書の提供、入札の受領などについて定める。	○	○	○		○

(別添8)

		規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA【注】	日本の EPA
その他	例外規定	協定上の義務の一般的例外，安全保障例外を定める。	○	○	○		○
	贈賄・腐敗 対策	調達に関連する贈賄，腐敗に関して締約国がとる措置を定める。	○	○	○		×

【注】豪・NZ・ASEAN・FTAに政府調達章は設けられていない。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－政府調達（いわゆる市場アクセスの約束範囲）

1. 協定の政府調達章が適用される範囲は、政府調達章の本文と附属書で規定される。附属書で規定されるのは、協定が適用される(1)調達機関、(2)調達契約の額（一定の額以上の調達が協定の対象とされる。この額を基準額と呼ぶ。）、(3)調達の対象となる物品・サービスの内容が基本となる。
2. また、協定を不適用としたり、または協定の適用範囲から除外する場合は、その内容も同時に規定する。不適用又は除外（以下「除外」）については、(1)特定の種類の機関又は個別の機関に関するもの、(2)特定の物品やサービスに関するもの、(3)一般的なものがある。
3. 下記は、TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定の適用範囲の例示である。同じ国でも、協定によって、約束の対象とする調達機関、基準額、物品・サービスの範囲は異なることがある。したがって、以下に挙げる例は、同じ国が締結している他の協定とは異なることもあり得る。

1. 調達機関

	P4協定				ペルー (米ペルーFTA)	オーストラリア (米豪FTA)	米 (米豪FTA)	日本 (日チリEPA)
	チリ	ニュージーランド	シンガポール	ブルネイ				
中央政府機関	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
地方政府機関	対象外 【参考】チリは日チリEPAをはじめ、他の協定では地方政府機関	対象外			25自治体	6州・2特別地域の機関	31州の機関	都道府県・政令指定都市

その他機関	関、その他機関も対象としている。		対象外 【参考】シンガポールは、他の協定ではその他機関も対象としている。	対象外	23機関	32機関	7機関	114機関
-------	------------------	--	---	-----	------	------	-----	-------

2. 基準額【注1】(※ 10月17日に公表した際の下記の金額の一部について、円換算に誤りがあったため、その後修正をした。)

	調達対象	P4協定		米ペルーFTA【注2】		米豪FTA【注2】		日本(日チリEPA)【注3】	
中央	物品・サービス	5万SDR	750万円	203千米\$	1,806万円	70千米\$	623万円	10万SDR	1,500万円
	建設サービス	500万SDR【注4】	7億6,500万円【注4】	7,804千米\$	6億9,455万円	7,804千米\$	6億9,455万円	450万SDR	6億9千万円
地方	物品・サービス	対象外		554千米\$	4,930万円	554千米\$	4,930万円	20万SDR	3,000万円
	建設サービス			7,804千米\$	6億9,455万円	7,804千米\$	6億9,455万円	1,500万SDR	23億円
その他	物品・サービス	対象外		250/624千米\$	2,225/5,553万円	350/624千米\$	3,115/5,553万円	10万SDR	1,500万円
	建設サービス			7,804千米\$	6億9,455万円	7,804千米\$	6億9,455万円	1,500万/450万SDR 【注5】	23億/6億9千万円

【注1】円換算額は、SDRについては日本がWTOに通報した日本の基準額(1SDR=約153円)を基に、米ドルについては平成23年度の支出官レート(1米ドル89円)を基に換算した。

【注2】米豪FTA、米ペルーFTAの基準額は二年ごとに調整されるので、米国の連邦公告(Federal Register)で公示されている至近の米ドルを記載し、上記【注1】の換算率で円換算した。

【注3】建設サービスに関連する技術的サービスについては、45万SDR(中央政府機関、その他機関)、150万SDR(地方政府機関)が適用される。

【注4】ブルネイについては、物品・サービス、建設サービスともに25万ブルネイ・ドル(1,600万円)を超える額(円換算は、平成23年度の支出官レート(1ブルネイ・ドル64円)に基づく)。

【注5】1500万SDRは、附属書A群の機関(東日本高速道路、東京メトロその他特殊法人など)に、450万SDRは、附属書B群の機関(主に平成1

3年に中央政府から独立した独立行政法人)などに適用される。

3. 調達対象となる物品

チリ (P4協定)	ニュージーランド (P4協定)	シンガポール (P4協定)	ブルネイ (P4協定)	ペルー (米ペルーFTA)	オーストラリア (米豪 FTA)	米 (米豪 FTA)	日本 (日チリ EPA)
すべての物品	すべての物品	すべての物品 (ただし、一部除 外。)	すべての物品 (ただし、安全保 障に関する例外 規定有り。)	すべての物品 (ただし、一部除 外。)	すべての物品 (ただし一部除 外。)	すべての物品 (ただし、一部除 外。)	すべての物品 (ただし、一部除 外。)

4. 調達対象となるサービス【注】リストが多数にわたる場合には一部のみ記載。

チリ (P4協定)	ニュージーランド (P4協定)	シンガポール (P4協定)	ブルネイ (P4協定)	ペルー (米ペルーFTA)	オーストラリア (米豪 FTA)	米 (米豪 FTA)	日本 (日チリ EPA)
すべてのサービスを対象とする。 ただし以下のサービスは除外。 金融	すべてのサービスを対象とする。 ただし、以下のサービスは除外。 研究開発、在外公館の建設・改築等、健康関連、教育、福祉	以下のサービスを対象とする。 会計、監査、簿記、建築、経営相談、建築物の清掃、ホテル・飲食店、旅行業等 【注】ただし、物品・サービスとも以下の調達は除外。 ・在外公館及び外務省により建設さ	すべてのサービスを対象とする。 ただし、安全保障に関する例外規定有り。	すべてのサービスを対象とする。 ただし、以下のサービスは除外。 会計、監査、建築、エンジニアリング、設計、仲裁、調停	すべてのサービスを対象とする。 ただし、以下のサービスは除外。 血漿分画、政府公報	すべてのサービスを対象とする。 ただし、以下のサービスは除外。 基本電気通信(音声電話、パケット交換データ伝送、回線交換データ伝送、テレックス、電報、ファクシミリ、専用回線)、船舶に関連する機器の維持/修理/修復等、非核船舶の修理等	以下のサービスを対象とする。 建設工事、自動車・モーターサイクル・カタピラ及びそりを有する軽自動車の保守・修理(特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車等の保守及び修

		れた本省の建物 のための建設契 約 ・安全保障関係機 関が行う契約及び 調達					理のサービスは 含まない。), 其 他の陸上運送(郵 便を除く)等
--	--	---	--	--	--	--	--

5. 一般的除外

チリ (P4協定)	ニュージーランド (P4協定)	シンガポール (P4協定)	ブルネイ (P4協定)	ペルー (米ペルーFTA)	オーストラリア (米豪FTA)	米 (米豪FTA)	日本 (日チリEPA)
				・小企業/零細企 業のための調達 計画 ・食料支援計画の ための物品の調 達 ・ペルーの機関 が、ペルーの他の 機関から行う物 品・サービスの調 達 ・アルパカ/ラマの 織繊維製の織物、 衣類の調達 ・大使館、領事館 その他ペルー外 交業務施設がそ の運営・管理のた めに行う調達	・中小企業優遇措 置 ・芸術的、歴史的 又は考古学的価 値の国宝保護措 置 ・原住民の健康/ 福祉のための措 置 ・原住民の経済的 /社会的発展のた めの措置	・小企業/少数民 族企業のための 割り当て(物品又 はサービスを排 他的に供給する 権利及び価格優 遇などの優遇を 含む。) ・調達契約の一 部を構成する又 は調達契約に付 随する輸送サービ ス	

8. 知的財産

1. 交渉で扱われている内容

知的財産の十分で効果的な保護，模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。

2. 交渉の現状

WTO・TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが，米，豪，シンガポール，チリ，ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方，高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり，個別項目についての意見は収斂していない模様。

3. 既存の協定の内容 【別添10：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－知的財産」】

（1）TPP協定交渉参加国間のFTA

（ア）P4協定

P4協定の知的財産章は簡素なものであり，TRIPS協定の知的財産保護の水準を上回る規定【注1】は多くない。

【注1】TRIPS協定の知的財産保護の水準を上回る規定

TRIPS協定にない新たな規定を置く，TRIPS協定では概括的にしか規定していない事項につき詳細に規定する，TRIPS協定で定められた規定よりも知的財産保護水準の高い規定とする等がある。

（イ）P4協定以外のTPP協定交渉参加国間のFTA

①米国の二国間FTA（米豪，米シンガポール，米チリ，米ペルー）及び豪チリFTA

知的財産章には，特許，商標，地理的表示，医薬品関連，権利執行（主に模倣品・海賊版対策に関するもので，具体的には，国境措置，民事救済，刑事手続，デジタル環境下での執行）等の分野において，TRIPS協定の知的財産保護の水準を上回る多くの規定が設けられている例がある。

②豪・NZ・ASEAN・FTA

知的財産章には、T R I P S協定の知的財産保護の水準を上回る規定は多くない。

③その他

シンガポール・ペルーF T A、ペルー・チリF T Aには、知的財産章を設けていない。

(2) 日本のE P A

我が国E P Aの知的財産章には、基本的にT R I P S協定をベースとしつつ、手続の簡素化、透明性、特許、商標、不正競争、植物の新品種に係る育成者、権利執行（国境措置、民事救済、刑事手続等）、小委員会等の条項が含まれる。このうち、特許、商標、意匠（デザイン）、権利執行等の面では、T R I P S協定の知的財産保護の水準を上回る多くの規定を置いている（例えば、特許の早期審査制度の導入、部分意匠（デザイン）保護制度の導入、他国で広く認識されている商標と同一又は類似の商標が自国で不正使用される場合に取り消すことの義務づけ等）。ただし、ブルネイ、メキシコ、A S E A NとのE P Aでは知的財産章を設けていない。

(3) A C T A（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））

我が国は2008年以降、米国と共にA C T A交渉を主導し（他のT P P協定交渉参加国（豪州、ニュージーランド、シンガポール）等も参加）、昨年これを妥結に導いた（本年10月1日署名）。A C T Aには、権利執行（国境措置、民事救済、刑事手続、デジタル環境下での執行）の面で、T R I P S協定の知的財産保護の水準を上回る多くの規定が設けられている。【注2】

【注2】権利執行面でのT R I P S協定の知的財産保護の水準を上回る規定

（民事上の執行）

T R I P S協定では、輸入侵害物品の流通経路への流入を防止することを命ずる権限を司法当局に与えることを義務付けているが、A C T Aにおいては、輸入品のみならず輸出品についても流入の防止を命ずる権限を司法当局に与えることを義務付けている。

（国境措置）

T R I P S協定では、知的財産権侵害の疑いがある物品の輸入を税関が職権で差し止めることができる制度を採用・維持することは義務とされていないが、A C T Aにおいては、かかる物品の輸入及び輸出を税関が職権で差し止めることができる制度を採用・維持することが義務とされている。

（刑事上の執行）

ＴＲＩＰＳ協定では、模倣商標ラベルの取引や映画の盗撮の取り締まりに関する直接の規定は設けられていなかったが、模倣商標ラベルの輸入・使用や映画の盗撮の違法化を規定している（映画の盗撮については任意規定）。
（デジタル環境における執行）

ＴＲＩＰＳ協定では、デジタル環境下での権利侵害に的確に対応できるような規定は設けられていないが、ＡＣＴＡでは、ＣＤ、ＤＶＤの複製やデジタル・コンテンツの違法二次利用を防止するための技術的手段（コピーコントロールやアクセス・コントロール）を回避するための装置やプログラムの製造・輸入等を規制する旨を規定している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

（１）我が国が確保したい主なルールの内容

（ア）ＡＣＴＡと同じ水準の規定がＴＰＰ協定に盛り込まれることになれば、我が国とのＥＰＡで知的財産章のないブルネイや、模倣品・海賊版対策に関してＡＣＴＡの関連規定と比較すると水準が低いものになっているマレーシア及びベトナムにおける模倣品・海賊版対策が強化・改善されることとなり、我が国企業の有する知的財産権の保護が促進される。

（イ）事業者同士のライセンス契約に政府が介入すること（ロイヤリティ料率規制等）の禁止や技術開示に関するルールの整備等につき、ＴＰＰ協定に何らかの規定が盛り込まれることになれば、我が国企業が海外において技術を守り、技術で稼ぐ環境を整える上で有益である。

（２）我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

（ア）ＴＰＰ協定交渉参加国間のＦＴＡには、我が国法制度とは整合的でない、例えば以下のような規定が存在するものがある。このような規定が採用される場合には、慎重な検討が必要となる。

- ①特許：発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間を１２ヶ月にする。
- ②商標：視覚によって認識できない標章（例えば音）を商標登録できるようにする。
- ③著作権：我が国制度よりも長い期間、著作権を保護する。
- ④刑事手続：著作権侵害につき職権で刑事手続をとることを可能にする。
- ⑤地理的表示：商標制度を用いた出願・登録型による地理的表示を保護する。

（イ）Ｐ４協定及び豪・ＮＺ・ＡＳＥＡＮ・ＦＴＡには、遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承（フォークロア）に保護

を与えることを可能とする旨の条項が含まれているが、こうした規定が求められる場合には、慎重な検討が必要となる。ただし、これらについてはそもそも定義等の基本的な事項を巡って多数国間の場で南北対立が続いており、このような事項がＴＰＰ協定に盛り込まれる可能性は低い。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－知的財産

(○:規定あり, ×:規定なし)

		規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
総則・原則等	内国民待遇	外国人と自国民に対し、同等(無差別)の待遇を与えることを定める。	○	○	○	○	○
	最恵国待遇	外国人間の無差別待遇を定める。	○	○	○	○	○
	透明性	出願・登録等に関する情報公開について定める。	○	○	○	○	○
	手続簡素化・調和	出願・登録手続等の簡素化・調和について定める。	○	○	○	○	○
保護の範囲・基準等	特許	特許の保護について定める。	○	○	○	○	○
	意匠	意匠の保護について定める。	○	○	○	○	○
	商標	商標の保護について定める。	○	○	○	○	○
	地理的表示	地理的表示(GI)の保護について定める。	○	○	○	○	○
	著作権等	著作権及び関連する権利(実演, レコード, 放送)の保護について定める。	○	○	○	○	○
	不正競争	不正競争からの保護について定める。	○	○	○	○	○
権利執行	民事救済	知財権侵害に関する民事救済措置について定める。	○	○	○	○	○
	刑事手続	知財権侵害に関する刑事手続について定める。	○	○	○	○	○
	デジタル環境関連	デジタル環境下の著作権保護について定める。	○	○	○	○	○

9. 競争政策

1. 交渉で扱われている内容

貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府（競争当局）間の協力等について定める。

2. 交渉の現状

T P P協定交渉参加国がこれまでに締結したF T Aに含まれる共通の要素（競争法の原則、競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力、公的企業（国営企業）及び指定独占企業に対する規律のあり方）を中心に議論され、統合条文案の作成が行われている模様。

競争政策章に規定されることとなるかどうかは未定である模様だが、米国は、国営企業に関するテキストを提案する予定であるとのプレスリリースを発表している。

3. 既存の協定の内容 【別添 1 1 : 「T P P協定交渉参加国及び我が国の既存の協定－競争」】

（1）T P P協定交渉参加国間のF T A

（ア）米国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリ、ペルー

上記7カ国の間で締結されたF T A（P 4協定を含む）における共通要素としては、競争法の原則、競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力、公的企業及び指定独占企業に関するルール【注 1】などがある。

【注 1】公的企業及び指定独占企業

公的企業とは、国や地方公共団体が所有している企業（日本の場合は、例えば独立行政法人や旧電電公社がそれに当たると考えられる）、指定独占企業とは、国の指定を受けて業の独占が認められている企業（日本の場合は、例えばJ Tがそれに当たると考えられる）のこと。P 4協定及び米国の二国間F T Aでは、これらの企業がF T A上の義務と整合的な方法で活動すること等が各国に義務付けられている。

(イ) ベトナム, マレーシア

上記2カ国が参加したF T A (豪・N Z・A S E A N・F T A)の規定は, 情報交換及び人事交流を中心とした簡素なものとなっている。

(2) 日本のE P A

シンガポール, マレーシア及びペルーとのE P Aでは, 競争法の執行に係る競争当局間の一般的協力だけでなく, 協力の詳細や具体的手続(相手国の重要な利益に関連する自国の執行活動の相手国側競争当局への通報, 相手国側競争当局の執行活動への支援)についても規定している。なお, 日米独占禁止協力協定においても同様の規定をしている。

ブルネイとのE P Aには競争章が含まれておらず, チリ, ベトナムとのE P Aでは協力の詳細及び手続に関する規定を置いていない。

4. T P P協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

(ア) 競争当局間協力の詳細及び手続について規定することができれば, 現在我が国がこうした規定を有していないブルネイ, チリ, ベトナム, ニュージーランドとの間でも競争当局間協力を促進できることになる。

(イ) 日シンガポールE P A、日マレーシアE P Aにおいては, 協力の詳細及び手続に関する規定内容が限定的であるため, T P P協定に含まれる規定がより包括的なものとなれば, これら2カ国との間で競争当局間の協力を促進できることになる。また, 現在交渉中の日豪E P Aに詳細な規定が置かれない場合は, 豪州との間でも同様の効果が得られる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

我が国E P Aでは取り扱ったことがない以下のような規定が盛り込まれる場合には, 我が国制度との整合性について十分な検討が必要となる。ただし, これらの規定は他の交渉参加国も簡単に受け入れない可能性がある。

(ア) 公的企業及び指定独占企業に関するルール

(イ) 事件関係人の権利を審査手続において確保する規定

(ウ) 競争政策に関する規律を引き下げるとな規定(例: 競争法の適用除外を明示的に容認する規定【注2】)

(エ) 競争政策の範囲に収まらない規定(例: 消費者保護に関する消費者保護当局間の協力に関する規定【注3】)

【注 2】 競争法の適用除外

P 4 協定に規定あり。特定の措置や分野を競争法の適用除外とすることを明示的に認めた上で、附属書でこれら措置や分野を列挙している。

【注 3】 消費者保護当局間の協力

消費者保護法に関連する事項につき、消費者保護当局同士が協力することを定める規定。米国の二国間 F T A に規定があるが、我が国は、競争章は競争法とその執行や協力につき定める章であることから、消費者保護当局同士の協力については、競争章に馴染まないとの立場をとっている。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－競争

(○：規定あり，△：一部の内容につき規定あり，×：規定なし)

	規定内容	P 4 協定	米ペルー F T A	米豪 F T A	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
競争政策 一般	各国が反競争行為に対して適切な措置をとる義務を定める。	○	○	○	△	○
競争法等の適用	無差別性，手続の公正性，透明性の原則を定める。	△	○	○	×	○
公的企業・指定独 占企業	公的企業・指定独占企業の活動が競争を阻害しないようにすること（及びその例外）を定める。	○	○	○	×	×
競争法の適用除外	競争法の適用除外を明示的に容認した上で，適用除外される措置・分野を定める。	○	×	×	×	×
事件関係人の権利	審判手続等における事件関係人の権利確保について定める。	○	○	○	×	×
消費者保護	消費者保護に関する消費者行政当局間の協力について定める。	×	×	○	×	×

10. 越境サービス貿易

1. 交渉で扱われている内容

国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。

2. 交渉の現状

（1）ルール（サービス貿易の一般的規制を定めるもの）

WTO・GATS（サービス貿易一般協定）に盛り込まれている、無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保に関する規定が議論されている。また、GATSの内容を超える資格等の承認についても検討はされているが、他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）に関し、医師等の個別の資格・免許については、現時点では議論されていない模様。

（2）市場アクセス

（ア）ネガティブ・リスト方式（リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。）を採用する模様。各国が作成したリストについては、3月に第1回目の交換が行われ、現在、その確認作業が行われている。

（イ）市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから、完全自由化（全ての障壁の撤廃）は目標になっていない模様。

3. 既存の協定の内容 【別添12：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－越境サービス貿易」】

（1）TPP協定交渉参加国のFTA

（ア）ルール面では、GATSを基礎にしながら、GATSを超える規定（現地拠点要求禁止、歯止め規定、専門家資格の承認に関する附属書等）を設けている。またP4協定では、相互承認について、締約国の規制当局や関連産業団体間の

対話立ち上げを促進する旨規定するとともに、そのような対話の当面の優先分野として、エンジニア、建築士、会計士等を記載し、附属書にて対象を大卒の専門家とする等の詳細を規定。

(イ) 市場アクセスの約束方式について、P4協定ではネガティブ・リスト方式を採用している。TPP協定交渉参加国間の他のFTAでは、ネガティブ・リスト方式と、ポジティブ・リスト方式を採用するものの双方がある。なお、GATSはポジティブ・リスト方式を採用している。

(ウ) 米韓FTA

急送貨物サービスについて、独占的な郵便事業者（国営の韓国ポスト）が、サービスを提供する際にその地位を濫用してはならない旨の規定を設けている。

(2) 日本のEPA

(ア) ルール面では、GATSを基礎にしながら、GATSを超える規定（現地拠点要求禁止、歯止め規定等）を設けている。

(イ) 市場アクセスの約束方式については、これまでネガティブ・リスト方式（TPP協定交渉参加国ではチリ、ペルー）とポジティブ・リスト方式（同じく、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム）の双方を用いている。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

一般に、我が国を含め先進国は、高度な技術や資本を要するサービス貿易の競争力が高く、途上国に対して自由化を求めていく立場にある。TPP協定でネガティブ・リスト方式が採用される場合、これまで我が国がポジティブ・リスト方式によりEPAを締結した国（シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム等）との関係では、自由化される分野が広がる可能性がある。また、規制の現状等が一目で分かるため、企業等にとっては、透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。

(2) 我が国として慎重な検討を要する可能性がある主な点

(ア) これまで我が国のEPAにおいて自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性がある。

（イ）仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－越境サービス貿易

(○：規定あり，×：規定なし)

	規定内容	P 4 協定	米ペルー F T A	米豪 F T A	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の E P A	【参考】 W T Oサービス 貿易一般協定
内国民待遇	外国人と自国民に対し，同等（無差別）の待遇を与えることについて定める。	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇	外国人間の無差別待遇について定める。	○	○	○	× 【注】	○	○
数量・形態制限	外国のサービス提供者に対し，数量制限や法人などの形態制限を求めないことを定める。	○	○	○	○	○	○
現地拠点要求 禁止	外国のサービス提供者に対し，自国内における拠点の設置を求めてはならないことを定める。	○	○	○	×	○	×
歯止め規定	協定発効後に各国が自国の規制を自由化した場合，将来に亘ってその自由化水準を後戻りさせないことを定める。	○	○	○	×	○	×
透明性	サービス貿易に関連する措置及び手続の公表，照会への対応を定める。	○	○	○	○	○	○
承認	外国の資格等を自国のものとして承認することができる旨定める。	○	○	○	○	○	○
専門家資格の 承認に関する 附属書	資格や免許の相互承認及び短期資格付与のための作業部会の設置並びに具体的な資格について定める。	○	○	○	○	×	×
支払い及び資金の 移転	サービス貿易にかかる資金の支払い及び移転を妨げない旨定める。	○	○	○	○	○	○

【注】締約国が第三国に対しより良い待遇を与えた場合，協議することが出来るとの規定（自動的に同等の待遇を与えるものではない）。

1 1. 商用関係者の移動

1. 交渉で扱われている内容

貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。

2. 交渉の現状

- (1) 各国がそれぞれ約束を適用する範囲（「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリー）について検討するとともに、透明性等を確保するための手続に関するルールについて議論している模様。
- (2) 交渉の対象は専門家を含む商用関係者であり（この点は、後述3.（1）のとおり、TPP協定交渉参加国の既存のFTAでも同じ）、いわゆる単純労働者は議論の対象となっていない。

3. 既存の協定の内容 【別添13：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－商用関係者／自然人の移動」】

- (1) TPP協定交渉参加国のFTA

(ア) P4協定

P4協定には、物品貿易やサービス提供に従事する者を対象とする「一時的な入国」章が設けられているが、定義や目的等を規定するのみで、入国や一時的な滞在に係る具体的な約束については継続協議となっている。

(イ) P4協定以外のTPP協定交渉参加国間のFTA

商用関係者／自然人の移動に関する章を設ける場合、一般に「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者（専門家）」「配偶者・被扶養者」等について入国及び一時的な滞在の許可を約束するとともに、手続の透明性や迅速化等について規定している。

(ウ) 米韓FTA

米韓FTAでは特段の章を設けていないが、「2011年2月10日付合意議事録」において、米国は韓国人の企業内転勤に係る査証の有効期限を5年に延長するとしている。

(2) 日本のEPA

商用関係者／自然人の移動に関する章を設け、「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「独立の自由職業従事者（弁護士等）」「契約に基づくサービス提供者」等について入国及び一時的な滞在の許可の約束を行うとともに、手続に関するルール（透明性・迅速化等）を定めている。

【注】TPP協定交渉参加国のうちシンガポール、チリ、ベトナム、ペルーとのEPAにおいては独立の章を置いているが、マレーシア（投資章において投資家の入国及び一時的な滞在について規定）、ブルネイとのEPAにおいては独立の章を設けていない。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

日本人商用関係者が相手国に入国・一時的に滞在するにあたり、法的安定性・予見可能性が得られることに加え、その手続が不透明であったり、遅延したりする国に対し、その迅速化・簡素化を求めることができる。

(2) 我が国として慎重な検討を要する可能性がある主な点

現時点においては、特になし。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－商用関係者／自然人の移動

(○：規定あり，×：規定なし)

		商用関係者					サービス提供者		その他	
		(短期) 商用訪問	企業内転勤	幹部経営者	投資家	貿易業者	契約に基づくサービス提供者	専門家／独立のサービス提供者	機械の設置技師・メンテナンス技師	配偶者・被扶養者
シンガポール	シンガポール・ペルー FTA	○	○	×	○	×	×	×	×	×
NZ	豪NZ・ASEAN・FTA	○	○	×	×	×	×	○	○	×
チリ	米・チリ FTA	○	○	×	○	○	×	○	×	×
ブルネイ	豪NZ・ASEAN・FTA	×	○	×	×	×	×	×	×	×
米国	米・シンガポール FTA	○	○	×	○	○	×	○	×	×
豪州	豪・NZ・ASEAN・FTA	○	○	○	×	×	○	○	×	○ (配偶者のみ)
ペルー	チリ・ペルー FTA	○	○	×	○	○	×	○	×	×
ベトナム	豪NZ・ASEAN・FTA	○	○	×	○	×	○	×	×	×
マレーシア	豪NZ・ASEAN・FTA	○	○	×	×	×	×	○	○	×
日本	日・インド EPA	○	○	×	○	×	○	○	×	○

1 2. 金融サービス

1. 交渉で扱われている内容

金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。

2. 交渉の現状

(1) ルール（金融サービスの一般的規制を定めるもの）

(ア) 無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）等の基本ルールに加え、金融サービス分野に特有のルール（信用秩序の維持のための措置等【注1】）やWTO・GATS（サービス貿易一般協定）において各国の自主的な約束に委ねられている事項（自主規制団体【注2】による内国民待遇の確保等）について、共通のルールを設けるべく議論しているが、詳細には至っていない模様。

【注1】①投資家・預金者・保険契約者保護のための措置、②金融システムの安定性確保のための措置

【注2】金融分野における自主規制の制定等を行う機関。日本では日本証券業協会等が該当。

(イ) なお、公的医療保険制度など国が実施する金融サービスの提供は、TPP協定交渉参加国間のFTAでもGATSと同様に適用除外とされており、議論の対象となっていない模様。

(2) 市場アクセス

ネガティブ・リスト方式（リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。）が検討されている模様。

3. 既存の協定の内容 【別添14：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－金融サービス」】

(1) TPP協定交渉参加国のFTA

(ア) P4協定

金融サービスを越境サービス章から適用除外とした上で、継続協議とされた。

(イ) P4協定以外のTPP協定交渉参加国間のFTA

TPP交渉参加国のうち、先進国は自由化に積極的である一方、ASEAN諸国等は慎重な立場をとっている。例えば、米豪FTA等の先進国間のFTAではルールや市場アクセスについて高い水準の約束を行っているが、ASEAN諸国のFTAでは、G

A T Sを超えたルールを設けている例は限られている。

(ウ) 米韓 F T A

韓国の協同組合が実施する保険事業に対して、実施可能な範囲で、同種の民間保険と同一のルールを適用すべきである旨とともに、遅くとも協定発効後の3年以内に、農業協同組合や水産協同組合等の保険販売（共済）事業の支払能力について金融監督委員会（F S C）の規制下に置くこととなっている。

(2) 日本の E P A

我が国がこれまでに締結した E P Aでは、独立した章（メキシコ，チリ）又はサービス貿易章の附属書（シンガポール，マレーシア，ブルネイ，ベトナム等）を設けて、高い水準の約束を行っている。

4. T P P協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

高い水準のルールや市場アクセスの改善（例：外資規制や再保険規制の自由化）が規定される場合、特に A S E A Nの T P P協定交渉参加国における我が国の金融関連企業のビジネス環境が整備される。

(2) 我が国として慎重な検討を要する可能性がある主な点

これまで我が国は、W T O・E P Aにおいてすでに高いレベルの自由化を約束しており、追加的約束を求められる余地は考えにくい。他方、T P P協定交渉参加国間の F T Aにおいては見られないものの、我が国との二国間の協議において提起されている関心事項（郵政，共済）について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－金融サービス

(○：規定あり，×：規定なし)

	規定内容	P 4 協定 【注】	米ペルー F T A	米豪 F T A	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の E P A	【参考】 WTO サービス 貿易一般協定
内国民待遇	外国人と自国民に対し，同等（無差別）の待遇を与えることについて定める。		○	○	○	○	○
最恵国待遇	外国人間の無差別待遇について定める。		○	○	○	○	○
数量・形態規制	原則的に撤廃すべき数量制限，形態制限及び外資制限を明示することについて定める。		○	○	○	○	○
経営幹部及び取締役会	金融機関の経営幹部及び取締役会の構成員に対する国籍要件や居住要件を課すことを制限することについて定める。		○	○	×	○	×
歯止め規定	協定発効後に各国が自国の規制を自由化した場合，将来に亘って自由化水準を後戻りさせないことを定める。		○	○	×	○	×
透明性	金融サービスに関する規則の透明性について定める。		○	○	○	○	×
自主規制団体	自主規制団体（金融分野における自主規制の制定等を行う機関のこと。日本では日本証券業協会等が該当。）が内国民待遇を与えるべきことを定める。		○	○	×	○	×
支払及び清算の制度	公的機関による支払及び清算の制度へのアクセスについて，内国民待遇（外国人・自国民間の無差別待遇）を与えるべきことを定める。		○	○	×	○	×

【注】 P 4 協定に金融サービス章は設けられていない。

13. 電気通信サービス

1. 交渉で扱われている内容

電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。

2. 交渉の現状

電気通信サービス分野の特殊性に鑑み、実質的な競争を促すとの観点から、WTO・GATS（サービス貿易一般協定）において各国の自主的な約束に委ねられている事項（主要な電気通信事業者による反競争的行為の禁止、相互接続の義務化等）や、TPP交渉参加国間の既存のFTAで規定されている事項（通信インフラへの公平なアクセス、コロケーション（既存の電気通信設備への第三者による設備設置）、相互接続、周波数割り当て、透明性、競争等）について共通のルールを設けるべく議論されている。

3. 既存の協定の内容 【別添15：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－電気通信サービス」】

（1）TPP協定交渉参加国間のFTA

（ア）P4協定

電気通信サービスについて特段の規定はない。

（イ）P4協定以外のTPP交渉参加国間のFTA

先進国（例えば、米、豪）間のFTAにおいては、高い水準の約束（接続料の適正化や相互接続の義務化に加え、携帯電話の番号を変更せず利用できる制度（ポータビリティ）の提供といった詳細な内容）がなされている。途上国が締結しているFTAにおいては、先進国とはGATSを超える水準の約束を行っている協定がある一方、途上国間についてはGATSと同等の約束を行っているものもある。

（2）日本のEPA

我が国がTPP協定交渉参加国とこれまでに締結したEPAでは、電気通信サービス分野について、GATSには無い新たなルールを追加しGATSを超える高い水準の約束を行っているもの（シンガポール、ペルー）、GATSでは各国の自主的な約束に委ねられているルールの義務化を図る等によりGATSを超える水準の約束を行っているもの（マレーシア、ブルネイ、ベトナム）の双方の場合がある。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

特に途上国について、これまで電気通信分野の規制等は各国の自主的な約束に委ねられてきた事項が多く（例：主要な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止、相互接続の義務化等）、これらの点について高い水準の規定が盛り込まれる場合、国際取引を行う我が国事業者にとって利益となる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

我が国の約束レベルは総じて高く、現時点では慎重な検討を要する可能性があるか否かは判断できない。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－電気通信サービス

(○：規定あり，×：規定なし)

		規定内容	P 4 協定 【注】	米ペルー F T A	米豪 F T A	豪・NZ・ A S E A N・ F T A	日本の E P A	【参考】W T O サービス貿易 一般協定
主要なサービス提供者へのルール	相互接続	外国の締約国のサービス提供者に対し、自国の公衆電気通信サービス設備への相互接続を確保することを定める。		○	○	○	○	×
	主要なサービス提供者の扱い	自国の主要なサービス提供者が傘下のサービス提供者に与える待遇と同等の待遇を他方の外国のサービス提供者にも確保することを義務づける。		○	○	○	○	×
	競争セーフガード	自国の主要なサービス提供者が反競争的な行為を行うことを回避することを義務づける。		○	○	○	○	×
	通信インフラへの公平なアクセス	自国の主要なサービス提供者がアンバンドル（細分化）により、通信インフラ（ネットワーク構成要素）への公平なアクセスを確保することを定める。		○	○	×	○	×
その他サービス全般に関するルール	番号ポータビリティ	他方の締約国のサービス提供者に対し、携帯電話の番号を継続して利用できる制度（ポータビリティ）を可能な範囲で確保することを定める。		○	○	×	○	×
	独立の規制機関	電気通信サービスの規制機関のサービス提供者からの独立を確保することを定める。		○	○	○	○	×
	ユニバーサル・サービス	ユニバーサル・サービスの提供に当たっての義務が差別的、反競争的な形で課されないことを		○	○	○	○	×

(別添 15)

		規定内容	P 4 協定 【注】	米ペルー F T A	米豪 F T A	豪・NZ・ A S E A N・ F T A	日本の E P A	【参考】W T O サービス貿易 一般協定
その他サービス全般に関するルール		義務づける。						
	許認可プロセスの透明性	許認可プロセスを公開することを定める。		○	○	○	○	×
	希少な資源の分配と利用	周波数や電話番号などの希少な資源の分配を差別的でなく透明な形で実施することを義務づける。		○	○	○	○	×
	情報サービスの提供	情報サービスの提供者で、自ら設備を有しない者に対し、公衆一般に提供することを義務づける等の過剰な規制を課さないことを定める。		○	○	×	×	×
	技術的中立性	電気通信サービスの提供に当たり、サービス提供者が柔軟に技術を選択することを認める。		○	○	×	×	×
	迷惑メール	迷惑メールへの対策に関し、必要な措置を取ることを認める。		×	×	×	○	×

【注】 P 4 協定に電気通信章は設けられていない。

14. 電子商取引

1. 交渉で扱われている内容

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。

2. 交渉の現状

TPP協定交渉参加国の二国間FTAを参考としつつ、デジタル製品【注1】に対する関税不賦課、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化等が議論されている模様。

【注1】デジタル製品とは、例えばコンピュータ・プログラム、設計図、映像及び録音物又はそれらの組合わせから成り、デジタル式に符号化されたもの。

3. 既存の協定の内容 【別添16：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－電子商取引」】

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

P4協定には電子商取引章は設けられていない。TPP協定交渉参加国間の二国間FTAの規定内容に基本的に大きな違いはなく、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化等が規定されている。

(2) 日本のEPA

我が国のEPAにおいては唯一、日スイスEPAに電子商取引章が設けられている。TPP協定交渉参加国間のFTAにない規定として、民間部門の活動を支援・奨励する規定、具体的には、①産業界の主導による電子商取引の発展を政府が支援すること、②民間部門により自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励すること、③非営利団体による電子商取引を促進する活動【注2】を奨励すること等を定めている。

【注2】例えば、プライバシーマーク制度（事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度）は、NPOが運用することを想定している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

我が国企業等にとっては、電子商取引の環境が整備される。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

我が国EPA（日スイス）の規定と内容が異なる点としては、例えばデジタル・プロダクトの定義の範囲【注3】、電子送信に対する関税をかけないことをどのように規定するか等がある。

【注3】CDやフロッピーディスク等に固定されたプログラム等について、日スイスEPAではデジタル・プロダクトには含まれないとしているが、米豪FTA、米ペルーFTAにおいては含まれると定義している。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－電子商取引

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定 【注1】	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA 【注2】	日本の EPA(日ス イスEPA)
デジタル・プロダクト に対する内国民待 遇	外国人と自国民に対し、同等(無差別)な待遇を与えることについて定める。		○	○		○
デジタル・プロダクト に対する最恵国待 遇	外国人間の無差別待遇を与えることについて定める。		○	○		○
サービスの無差別 待遇	電子的なサービスの提供と、他の手段により提供される同種のサービスとの間で差別的な措置をとらないことを定める。		×	×		○
不当な制限措置の 禁止	電子商取引を不当に禁止・制限する措置の採用・維持の禁止を定める。		×	×		○
電子送信に対する 関税不賦課	電子送信／デジタル・プロダクトに対する関税の賦課の禁止を定める。		○ 【注3】	○ 【注3】		○
電子認証・電子署 名	電子的な取引の当事者が電子署名の方式を決定することを妨げる法令等の採用・維持の禁止を定める。		○	○		○
貿易文書の電子化	貿易実務に関する全ての文書の電子的な利用を可能にする努力義務を定める。		○	○		○
オンラインの消費者 保護	消費者保護に関する効果的な措置を採用・維持することの重要性を確認することを定める。		○	○		○
民間部門の参加	産業界の主導による電子商取引の発展支援、民間部門による自主的な規制の採用を奨励することを定める。		×	×		○

	規定内容	P4協定 【注1】	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA 【注2】	日本の EPA(日ス イスEPA)
協力	中小企業が直面する問題解決のための協力, プライバシー・迷惑メール・知的財産等に関して情報共有等を通じた協力を定める。		×	×		○

【注1】P4協定に電子商取引章は設けられていない。

【注2】豪・NZ・ASEAN・FTA に電子商取引章は設けられていない。

【注3】米豪, 米ペルーFTAは, CD・フロッピーディスク等, デジタル・プロダクトを固定した物品に対しても関税の不賦課を規定する。

15. 投資

1. 交渉で扱われている内容

内外投資家の無差別原則（内国民待遇，最恵国待遇），投資に関する紛争解決手続等について定める。

2. 交渉の現状

（１）ルール（投資に関する一般的規則を定めるもの）

交渉参加国が有する投資関連協定をもとに，保護を与える範囲や保護の内容，紛争が生じた場合の手続等について議論を行っており，特に，「国家と投資家の間の紛争解決手続」【注】の導入が重要な論点になっている模様。

【注】投資家と投資受入れ国との間で紛争が起こった場合に，投資家が当該案件を国際仲裁に付託できる手続。

（２）市場アクセス

ネガティブ・リスト方式（リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に，自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ，自由化の水準が高い。）を採用する模様。各国が作成したリストについては，３月に第１回目の交換が行われ，現在，その確認作業が行われている。

3. 既存の協定の内容 【別添１７：「ＴＰＰ協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－投資」】

（１）ＴＰＰ協定交渉参加国間のＦＴＡ

（ア）Ｐ４協定

投資章は設けられていない。

（イ）Ｐ４協定以外のＴＰＰ協定交渉参加国間のＦＴＡ

交渉に参加する先進国（米，豪，ＮＺ）間のＦＴＡでは，内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止等について，ＡＳＥＡＮ諸国が締結しているＦＴＡよりも，高い水準のルールが定められている。「国家と投資家の間の紛争解決手続」については，米豪ＦＴＡ及び豪ＮＺ経済関係強化協定（ＡＮＺＣＥＲＴＡ）以外では採用されている。

市場アクセスの約束方式については，ネガティブ・リストを採用し，先進国はＡＳＥＡＮ諸国に比べ，ルールの適

用除外となる措置・分野をより限定している。

(2) 日本のEPA

我が国がこれまで締結したEPAにおいても、上記先進国間のFTAと同様、「国家と投資家の間の紛争解決手続」も含め高い水準のルールを設けている。ただし、交渉相手国との関係で、これらの水準に満たないEPAも存在する（例えば、マレーシア、ブルネイとのEPA）。

市場アクセスの約束方式については、通常、ネガティブ・リストを採用している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

(ア) TPP協定交渉参加国の中には、主にASEAN諸国において、外資規制、自国民雇用要求、技術移転要求など様々な投資障壁が引き続き存在しているため、高い水準の内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止が盛り込まれる場合、我が国企業の外国における投資環境の改善を図るための法的基礎を構築することができる。

(イ) TPP協定に「国家と投資家の間の紛争解決手続」などを盛り込むことは、内国民待遇などを確実なものとする上で重要。具体的にはTPP協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の収用などによる不当な待遇を受ける事態が発生した場合、こうした手続を通じて、問題の解決を図ることも可能となる。

(ウ) 投資についてはWTO協定のような多国間条約が存在しないため、TPP協定交渉を通じて投資に関する多国間規律の策定につながる議論に参加し、我が国の国益を反映させることができる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

(ア) これまで我が国のEPAにおいて留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合には、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が留保してきた措置・分野の変更が求められたことはない。

(イ) 「国家と投資家の間の紛争解決手続」が採用される場合、我が国がこれまで締結してきたEPAや投資協定、エネルギー憲章条約と同様、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が締結したEPAや投資協定、エネルギー憲章条約の「国家と投資家の間の紛争解決手続」に基づいて、

我が国に対する投資紛争が国際仲裁に付託されたことはない。（「国家と投資家の間の紛争解決手続」において最も多く利用されている仲裁機関である投資紛争解決国際センター（ICSID）によると、2011年6月末までに同仲裁機関に付託された案件の関連業種は、石油・ガス・鉱山業（全案件の25%）、電力等エネルギー産業（13%）、運輸業（11%）、上下水道・治水（7%）、建設業（7%）、金融業（7%）、情報通信業（6%）、農林水産業（5%）、観光業（5%）、サービス・貿易業（4%）、その他の産業（10%）となっている。）

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－投資

(○:規定あり, ×:規定なし)

		規定内容	P4協定 【注】	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
投資の保護・自由化	内国民待遇	外国人と自国民に対し、同等（無差別）の待遇を与えることについて定める。		○	○	× (継続交渉)	○
	最恵国待遇	外国人間の無差別待遇について定める。		○	○	× (再交渉)	○
	公正衡平待遇	恣意的・差別的措置の禁止、投資家の合理的期待の保護等について定める。		○	○	○	○
	約束遵守義務	締約国による投資家との契約の遵守義務について定める。		○	×	×	○
	収用と補償	収用時の原則（公共目的・適正補償等）について定める。		○	○	○	○
	特定措置の履行要求の禁止	投資受入れ国が、投資を受入れるに当たり、以下のような特定措置の履行を要求することを禁止することについて定める。					
		①現地調達要求 一定の水準の現地調達を達成すること		○	○	○	○

		②輸出要求 一定の水準の物品またはサービスを輸出すること		○	○	×	○
		③役員国籍要求 特定の国籍の者を取締役、理事長または役員に任命することを求めること		○	○	×	○
		④技術移転要求 技術を投資受入れ国の企業に移転すること		○	○	×	○
		⑤自国民雇用要求 一定数の自国民を雇用すること		×	×	×	○
		⑥研究開発要求 自国内において一定水準の研究開発を達成すること		×	×	×	○
	透明性	投資関連法令の公表等について定める。		○	○	○	○
例外	一般的例外	公の秩序、生命・健康等のための例外について定める。		×	×	○	○
	安全保障例外	安全保障のための例外について定める。		○	○	○	○
紛争解決	投資家対国家の紛争解決	投資家対締約国間の国際仲裁手続について定める。		○	×	○	○
	国家対国家の紛争解決	締約国間の紛争解決手続について定める。		○	○	○	○

【注】P4協定に投資章は設けられていない。

16. 環 境

1. 交渉で扱われている内容

貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。

2. 交渉の現状

貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等が主たる論点となっているが、未だ各論点の詳細な議論には立ち入っていない段階。また、既存の F T A の規定に加えて、海洋資源保全、漁業補助金、違法伐採及びサメの保護等に関する提案もある模様。

3. 既存の協定の内容 【別添 18 : 「T P P 協定交渉参加国及び我が国の既存の協定－環境」】

(1) T P P 協定交渉参加国間の F T A

P 4 協定（P 4 に付属する環境協力に関する協定）、米国が締結した F T A 及びニュージーランド・マレーシア F T A には、高い環境保護水準を目指すこととした上で、環境関連の国際約束の義務を履行するための法規を確保することなどの規定が盛り込まれている。（なお、米国がペルーと締結した F T A には①環境関連の多国間条約の義務遵守【注】 ②義務遵守のための適切な国内施策の実施、③これらの規定に加盟国が違反した場合には一定の紛争解決（協定の下に置かれる理事会で解決を求めて協議され、その後に紛争処理メカニズムの活用）に従う旨の規定が盛り込まれている。）

その他の T P P 協定交渉参加国間の F T A に環境章は設けられていない。

【注】 具体的な国際約束：以下の多国間環境条約の下で締約国が負う義務

絶滅危惧種の保護に係るワシントン条約、オゾン層の保護に関するモントリオール議定書、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書、湿地保護に関するラムサール条約、南極の海洋生物資源の保存に関する条約、国際捕鯨取締条約及び全米熱帯まぐろ類委員会強化条約

(2) 日本の E P A

我が国の E P A には独立した環境章はない。ただし、日マレーシア E P A、日タイ E P A 等において、投資や協力に

関連して規定を設けたことはある（例えば、貿易・投資の促進のために環境基準を緩和しないなど）。

また、日チリＥＰＡでは、署名時に環境に関する共同声明を発出している。共同声明には法的拘束力はないものの、その内容はＰ４の環境協力に関する協定と共通する内容を含んでいる。

４．ＴＰＰ協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

（１）我が国が確保したい主なルールの内容

（ア）貿易の促進や投資の誘致のために環境基準を緩和しないとの規定や、環境関連条約の遵守、高い環境保護水準の設定等の規定が盛り込まれる場合、環境面で先進的な立場にある我が国企業の競争力の確保につながりうる。

（イ）我が国が強みを持つ環境物品・サービスの自由化によっても、我が国企業の競争力強化・国民生活の向上に資する可能性がある。

（２）我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

（ア）ＴＰＰ協定交渉参加国が締結しているＦＴＡの規定には我が国のＥＰＡに含まれていないもの（個人の申立てを可とする、環境法規の違反に対する制裁措置及び救済措置のための手続整備等）もあるが、これらの規定の内容は我が国の国内法で概ね担保されると考えられる。

（イ）海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助金やサメの漁獲その他の漁業活動等に係る国内政策との関係に留意する必要がある。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－環境

(○:規定あり, ×:規定なし)

		規定内容	P4協定 (環境 協力協定)	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA 【注】	日本の EPA (日本チリ EPA(共同 声明))
環境 保護 ・ 協 力	環境保護水準	環境法や政策において高い環境保護水準を提供することを定める。	○	○	○		○
	環境関連条約の 義務遵守	環境関連条約の義務履行のための法規を採択し、実施することを定める。	○	○	○		○
	法違反に関する 手続	環境法規の違反につき、制裁、救済措置を提供する法的、行政手続きを整備することを定める。	×	○	○		×
	個人による申立 て	環境法規の違反につき、個人の申立てを可能とすることを定める。	×	○	×		×
	環境規制緩和の 回避	貿易や投資促進のために環境規制を緩和することは不適當であることを定める。	○	○	○		○
貿易障壁としての環 境規制の策定・利用		環境に関する規制を貿易の障壁となるような形で策定・使用することは不適當であることを定める。	○	×	×		○
国民参加の機会提供		環境章の実施に関連する問題につき、公衆の意見を聴取することについて定める。	×	○	○		×

協議 ・ 紛 争 解 決	協議	規定に関し生じた問題につき協議を行うことを定める。	○	○	○		×
	紛争解決章の適用	協議により問題の解決に至らなかった場合は、紛争解決手続きに付すことを定める。	×	○	○		×

【注】豪・NZ・ASEAN・FTAに環境章は設けられていない。

17. 労働

1. 交渉で扱われている内容

貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。

2. 交渉の現状

貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や国際的に認められた労働者の権利の保護等が主たる目的となっているが、米国が今後条文案を提案する段階であり、現時点では、独立した章とするかを含め、合意はない模様。

3. 既存の協定の内容 【別添19：「TPP協定交渉参加国及び我が国の既存の協定－労働」】

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

P4協定に附属する了解覚書、米国が締結したFTA及びニュージーランド・マレーシアFTAには、労働に関する規定が置かれている。具体的には、①国際労働機関（ILO）加盟国としての義務を再確認する、②貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和（労働者の権利保護の水準の引き下げ）は不適當であることを確認する、③国際的な労働に関する約束と国内法の整合性を確保しかつそれを効果的に実施する、④協定の規定の解釈や適用をめぐり問題が生じた場合の協議、紛争解決手続の適用について定める等、の規定が盛り込まれている。

その他のTPP協定交渉参加国間のFTAに労働章は設けられていない。

(2) 日本のEPA

これまで我が国のEPAにおいて労働章という形でまとまった規定を設けたことはないが、投資を促進する目的で労働基準を緩和しない旨の個別規定を設けた例がある（フィリピン、スイスとのEPA）。

また、日チリEPAでは、署名時に労働に関する共同声明を発出している。共同声明には法的拘束力はないものの、P4協定の労働に関する了解覚書（法的拘束力を有する。）と共通する内容（ILOの加盟国としての義務及び約束の再確認、国内法令等と国際協定の約束との調和、貿易及び投資促進のための労働法や基準緩和は不適當である等。）を含んでいる。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

ILO加盟国としての義務の確認,「労働基準の緩和の禁止」等の規定が盛り込まれる場合は, 不当な競争によって日本における事業コストが相対的に上昇することを防ぐ上で有意義である。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

特になし。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－労働

(○:規定あり, △:一部の内容につき規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定 (了解覚書)	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA 【注】	日本のEPA	
							日刊 EPA (共同 声明)
国際的な約 束の再確 認	①ILO加盟国としての義務の再確認, ②「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」(1998年)への約束の確認, について定める。	○	○	○		×	○
	①国内法と国際的な労働に関する約束との調和(整合性)の確保, ②国内法の効果的な執行, について定める。	△ (①のみ)	○	○		×	○
労働法の 適用・執行	労働政策, 優先順位の決定, 国内法令制定等に関する主権の尊重について定める。	○	○	○		×	×
	貿易・投資の促進のための労働法や基準の緩和は不適當であることを定める。	○	○	○		△(投資章) (日フィリピン, 日スイス)	○
協力	労働法規・慣行, 職業訓練等について情報交換, 協議等を通じた協力について定める。	○	○	○		○ (日メキシコ)	×
協定の運 用	コンタクト・ポイントの指定, 小委員会等協議機関の設置等について定める。	○	○	○		×	×
	①協定の規定の解釈や適用をめぐり問題が生じた場合の協議, ②紛争解決手続の適用, について定める。	△ (①のみ)	○	○		×	×

【注】豪・NZ・ASEAN・FTAに労働章は設けられていない。

18. 制度的事項

1. 交渉で扱われている内容

協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。

2. 交渉の現状

協定の運用に関する協議等に必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント（連絡窓口）等に関する事項が議論されている模様。

3. 既存の協定の内容 【別添20：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定-制度的事項」】

（1）TPP協定交渉参加国間のFTA

協定の円滑な運用上の観点から、合同委員会の設置やコンタクト・ポイントに関する事項が規定されている。

（2）日本のEPA

協定の円滑な運用上の観点から、合同委員会の設置やコンタクト・ポイントに関する事項が規定されている。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

（1）我が国が確保したい主なルールの内容

我が国EPAでは、必要に応じて課題の改善等を行う仕組みとして、合同委員会及び小委員会を設けている。この仕組みは企業が抱える具体的な懸案事項を両国政府を交えて議論する効果的な機能であり、これにより、ビジネス環境の向上に繋げることができる。

（2）我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

特になし。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－制度的事項

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
コンタクト・ポイント (連絡窓口)	当事国間での連絡窓口について定める。	×	○	×	○	○
合同委員会設置	合同委員会の設置について定める。	○	○	○	○	○
合同委員会の 任務・機能	合同委員会の任務・機能について定める。	○	○	○	○	○
合同委員会の 手続	合同委員会の開催頻度等について定める。	○	○	○	○	○

19. 紛争解決

1. 交渉で扱われている内容

協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。

2. 交渉の現状

協定の解釈または適用の不一致等に起因する締約国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続に関し議論されている。

3. 既存の協定の内容 【別添21：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－紛争解決」】

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

いずれの協定においても、仲裁裁判に至らない段階で解決を図るための手続、仲裁裁判手続、仲裁裁判後の手続についての規定が含まれており、大きな違いはない。

(2) 日本のEPA

比較的簡素な規定であるが、基本的な要素はP4協定及びTPP協定交渉参加国間のFTAと大きな違いはない。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

特になし。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

特になし。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－紛争解決

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
紛争解決手 続の選択	他の紛争解決手続(WTOなど)の併用の禁止について定める。	○	○	○	○	○
合同委員会 等への付託	仲裁裁判に至るまでに合同委員会で審議を試みる義務について定める。	×	○	○	×	×
あっせん,調 停,仲介	仲裁裁判以外の手続について定める。	○	×	×	○	○
仲裁裁判所 の設置	仲裁裁判所設置に至るまでの手続について定める。	○	○	○	○	○
第三国の参 加	仲裁裁判への第三国参加の手続について定める。	×	○	×	○	×
代償及び譲 許の停止	敗訴国が仲裁を履行しない場合の対抗措置について定める。	○	○	○	○	○

20. 協力

1. 交渉で扱われている内容

協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。

2. 交渉の現状

現時点では実質的な議論は行われていない模様であり、最終的に協力分野が独立の章として盛り込まれるか否かも明確ではない。

3. 既存の協定の内容 【別添22：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－協力」】

(1) TPP協定交渉参加国間のFTA

P4協定（環境・労働分野における協力）、豪・NZ・ASEAN・FTA（貿易・投資に係る協力を通じた本協定の実施促進のための協力）及び豪シンガポールFTA（人の交流及び相互理解の促進のための教育分野の協力）には協力章が含まれている。米国が締結したFTAには独立した協力章は設けられていない（米ペルーFTAのみ技術協力に関する規定がある。）。

(2) 日本のEPA

我が国が締結した多くのEPAにおいて協力章を設け、原則、協力の分野、小委員会の設置等について規定している。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

前述のように、我が国は多くのEPAにおいて協力章を設けていることから、仮に何らかの規定が盛り込まれる場合には、基本的に前向きに対応が可能であり、また、税関手続、知的財産保護、競争政策等の分野での人材育成などは日本企業のビジネス環境整備の観点からも意義がありうる。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

特になし

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－協力

(○:規定あり, ×:規定なし)

	規定内容	P4協定	米ペルー FTA	米豪 FTA 【注】	豪・NZ・ ASEAN・ FTA	日本の EPA
委員会の設置	協力のための委員会を設置することを定める。	×	○		×	○
協力メカニズム	コンタクトポイントの指定, 定期的な会合の開催等について定める。	○	×		×	×
紛争解決の非適用	協力章を紛争解決の適用外とすることを定める。	×	×		○	○

【注】米豪FTAに協力章は設けられていない。

2 1. 「分野横断的事項」

1. 交渉で扱われている内容

複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

2. 交渉の現状

- (1) 「規制制度間の整合性」(規制そのものの統一ではなく、新たな規制導入前に当事国当局間の対話や協力を確保することを旨とする)、「中小企業による F T A 活用促進」(F T A のメリットを十分に享受できていない中小企業に対して、関連情報の提供を改善する等により、利便性の向上を図る) について議論が進んでいる。
- (2) 具体的内容は不明ながら、以下についても議論されている模様
競争力の向上(貿易・投資のコスト低減を通じて、 F T A の下で、モノやサービスを輸出する企業の競争力を高めるためには何をすべきか、分野横断的視点から検討する)、協定の随時更新(T P P 協定の規定に関連する限りにおいて、 W T O のパネル、上級委員会の判断が出されて W T O 協定の解釈に変更があった場合に、これをいかして T P P 協定に反映させる)、開発(個々の途上国のニーズに適合し、生活レベルの向上に資する規定でなければならないとの考えが基本)等のテーマについて様々なアイデアが出されて議論が行われている。独立した章とはせず、他章の中に溶け込ませることが想定されている規定もある模様。

3. 既存の協定の内容

新しい交渉分野として取り上げられており、既存の協定には見られない。

4. TPP 協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

現時点では議論が収斂していないため、今後の議論を見きわめた上で対応を検討する必要がある。